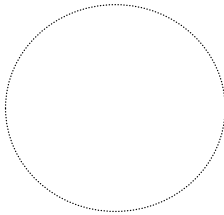


2. 「検査済証」の交付されない昇降機の定期検査報告の取扱い

建築基準法第12条第5項の規定により、昇降機の定期検査報告の事務を円滑にするため、暫定的に「検査済証」未交付の昇降機については下記の通り取扱うこととする。

1. 「検査済証」の交付されない昇降機の定期検査報告は建築基準法第12条第5項を適用し、別紙の様式「建築基準法第12条第5項による報告書」(C-8^ペ-^ソ)により報告する。
2. この場合の報告指定月は、特定行政庁の実施する完了検査の日の属する月に応答する月とする。
尚、これによって「完了検査済(ワッペン)」の交付をしたものと同様の扱いとしたわけではなく、安全を配慮して実施するものである。
3. 適用の条件 次の(1)、(2)の両者に該当する場合
 - (1) 建築物の検査結果、「不適合」の指摘があり、建築物の「検査済証」が発行されない建築物内に設置された昇降機
 - (2) 前項の昇降機で、確認申請は提出されており、昇降機の完了検査の結果が「異常なし」と認められた昇降機
4. 運 用
 - (1) 特定行政庁より適用と認定された場合、特定行政庁の承認を受けて昇降機の「報告指定(ワッペン)」が発行され、検査協議会から昇降機保守会社(又は検査者)に送付するが、この場合は特定行政庁は押印しない。
 - (2) 適用昇降機で「完了検査済(ワッペン)」が発行されない場合は、特定行政庁より法第12条第5項である旨の連絡を検査協議会が受けて昇降機保守会社(又は検査者)に連絡する。
 - (3) 適用となった昇降機の定期検査報告書(C-8, 5)に必ず検査結果表を添付すること。
5. 建築基準法第12条第5項の規定による報告物件

(9)-②
ホ. 報告指定物件

<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  <p>(検査協議会押印欄)</p> </div> <p>確認年月日 令和 年 月 日 及び番号 第 号</p> <hr/> <p>所有者又は 管 理 者</p> <hr/> <p>設 置 場 所</p> <hr/> <p>対象建築物 名 称</p> <hr/> <p>種別・用途</p> <hr/> <p>製造者(メーカー)名 第 号 機</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p>「イ」</p> <h2 style="margin: 0;">報 告 指 定</h2> </div> <p>完了検査年月日 年 月 日 この昇降機は建築基準法第12条第5項の規定 による定期検査報告</p> <p>報告の指定月は 年 月です。</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会</p> <p>整理番号</p>
--	--